

平成27年秋の交通安全県民運動の実施について

9月21日(月)から9月30日(水)までの10日間、「平成27年秋の交通安全県民運動」が県下一斉に展開されます。交通事故のない明るい社会の実現のために、私たち一人ひとりが、交通ルールを守り、交通マナーの向上に努め、ゆとりとゆずりあいの気持ちを持って行動しましょう。

また、9月30日(水)は、「交通事故死ゼロを目指す日」です。ドライバーの方はもちろん、道路を利用する全ての皆さんが、交通事故に注意して行動しましょう。

●スローガン「あの道 この道 慣れた道 安全確認 もう一度」

主な行事は、「交通安全県民運動 鏡野・津山地域 推進大会」を9月18日(金)、鏡野町中央公民館において開催するとともに、各地域での交通安全テント村による街頭啓発活動を行います。

交通秩序回復に向けた県民運動の実施について

平成27年7月1日から平成28年3月31日までの間において、交通秩序の回復に向け、交通社会に参加する全ての方に交通ルールの正しい理解を促し、規範意識を高める県民総ぐるみの運動を展開しています。

運動の重点

- ①合図の徹底…進路変更の3秒前・右左折時の30m手前
- ②信号の遵守…赤色、黄色信号は止まれ
(黄色信号に変わったとき、安全に停止できない場合を除く)
- ③交差点等における横断歩道者の保護
- ④自転車利用者の交通ルールの遵守

●スローガン「出そうや合図! 守ろう信号!」

お問い合わせ先

鏡野町くらし安全課 生活安全係 電話(08668)54-26001

子育て世帯臨時特例給付金の給付について

子育て世帯臨時特例給付金の第1回目の給付時期については、平成27年10月16日(金)を予定しております。

第1回目の給付日以降の申請については、鏡野町の子育て世帯臨時特例給付金の申請期限である平成27年11月30日まで随時申請を受け付け、月に1回程度給付を行います。

なお、給付金の給付については、給付通知書を支給日前後にお送りしますので、ご確認ください。(平成27年6月分の児童手当の受給者が、今年度の子育て世帯臨時特例給付金の申請者(受給者)となり、子育て世帯臨時特例給付金の給付額は、児童手当の支給対象児童1人に対して3,000円が支給されます。)

また、公務員の方の内、子育て世帯臨時特例給付金の受給対象となる方については、所属庁(勤務先)から申請書が配布されます。

子育て世帯臨時特例給付金の申請書の提出先は、平成27年5月31日時点で住所のある市町村になります。



! 「臨時福祉給付金」や「子育て世帯臨時特例給付金」の振り込め詐欺や個人情報取得の詐欺にご注意ください。

- 市町村や厚生労働省などがATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- 市町村や厚生労働省などが、「臨時福祉給付金」や「子育て世帯臨時特例給付金」を支給するために、手数料などの振込を求めることは絶対にありません。

ご自宅や職場などに市町村や厚生労働省(の職員)などをかたった電話がかかってくる、郵便が届いたら、迷わず、お住まいの市町村や最寄りの警察署(または警察相談専用電話(9110)に御連絡ください。

お問い合わせ先

鏡野町保健福祉課 電話(08668)54-26000